

身体障害者・知的障害者相談員へご相談ください

町は、身体障害者相談員・知的障害者相談員を委嘱しています。

身体障害者・知的障害者相談員は、身体障がい者の地域活動の推進、知的障がい者の養育、生活などに関する相談などをお受けしています。

個人の秘密は守られますので気軽にご相談ください。



☎ 47-4160

■ 身体障害者相談員
武田 和伸さん



☎ 47-3265

■ 知的障害者相談員
馬場 洋子さん

国民健康保険・後期高齢者医療制度

脳ドック受診経費を助成します

国民健康保険（国保）および後期高齢者医療制度では、被保険者の健康の保持増進並びに疾病の予防、早期発見および早期治療の推進を図るために、医療機関が実施する脳ドックの受診経費の助成を行っています。受診前に申請が必要ですので福祉保健課へお問い合わせください。

■ 対象者

- 国保 国保加入者で受診日現在の年齢が満 20 歳以上の方
- 後期高齢者 後期高齢者医療被保険者の方

■ 対象ドック

道内の医療機関および専門機関で実施している脳ドック

■ 助成額

- 国保 脳ドックの検査料金の半額を助成します。ただし検査料金が 4 万円以上の場合の助成額は 2 万円が限度
- 後期高齢者 脳ドックの検査料金の全額
- 申込方法 脳ドック受診申込書を提出し、助成対象者としての決定を受けることが必要ですので、印鑑をご持参のうえお申し込みください。

■ 申込先 福祉保健課医療給付係

(☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口 7 番)

農業後継者の対策

町の基幹産業である農業の振興には農業後継者を育成する対策が重要です。

農業委員会では、町と農協の支援を受け、農業担い手対策推進協議会を設けて、担い手対策の各種事業や農業体験実習の受け入れ事業などを行っています。

また、農業後継者の配偶者対策につきましては、5 人の相談員が、青年の方やご家族の方の相談を受けています。

西森 信夫さん(柏丘)	杉田るみ子さん(日出)
須河 淳子さん(西富)	武藤 玲子さん(福野)
上野 修さん(北栄)	

農業担い手対策推進協議会（事務局 農業委員会）

■ 問合せ 農業委員会事務局 (☎ 47-2204 役場 1 階 窓口 2 番)

農業生産法人育成事業の研修希望者を募集

町では、農業生産法人の設立および設立後の支援を目的として、法人をめざす農業者、法人経営を行っている農業者の研修に対する経費の一部を助成する「農業生産法人育成事業」を次のとおり実施します。

- 事業内容 農業生産法人に関する研修会・講演会参加および先進地法人視察
- 助成額 研修会・講演会・視察にかかわる交通費、宿泊代の 2 分の 1 で、助成限度額は 5 万円

行政への苦情、要望は行政相談委員へ

総務大臣から平成 25 年 4 月 1 日付で、清井久美子さんが行政相談委員に再委嘱されました。年金、登記、道路などの役所の仕事について、困りごとや苦情、ご意見はありませんか。

相談は無料で、秘密は守られます。口頭や電話などで気軽にご相談ください。

- 総務省行政相談委員
清井 久美子さん
(西富 ☎ 47-3738)



人権擁護委員制度をご存じですか

6 月 1 日は、人権擁護委員の日です。

人権擁護委員はいつでも地域住民からの相談を受けています。相談は無料で、相談内容についての秘密は守られます。

人権相談は、離婚相談などの家庭内の問題や借地借家の問題、隣近所のもめごとなど、幅広い内容となっています。気軽に相談できる場所として、人権相談所が北見法務局に常時開設されています。

訓子府町には法務大臣から委嘱された次の人権擁護委員がいます。

- 岩城 道尚さん ● 細川美重子さん

■ 問合せ 町民課町民相談係 (☎ 47-2203 役場 1 階 窓口 1 番)

特設なんでも相談所を開設

日ごろの悩みなど、気軽にご相談ください。

- と き 6 月 1 日(土) 13 時～ 16 時
- と ころ 公民館農事研修室
相談担当者

人権擁護委員
岩城 道尚さん
細川美重子さん

住民基本台帳の閲覧状況

町では、法令に基づき、年に一度住民基本台

帳の閲覧に関する状況を公表しています。

これは、個人情報に対する意識の高まりに対応するため、今回は平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月までの閲覧状況を公表します。

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月）

閲覧日	閲覧申出者	委託者	利用目的	住民の範囲
平成 24 年 6 月 18 日	(社)新情報センター	内閣府大臣官房政府広報室	生涯学習に関する世論調査	住所が末広町で、20 歳以上の男女
平成 25 年 1 月 16 日	(社)新情報センター	消費者庁	消費者意識基本調査	住所が若富町、大町、栄町で、日本国籍を有する 15 歳以上の男女

※住民基本台帳は、次の場合のみ閲覧することができます。

- ア 国または地方公共団体の機関が法令の定める事務を遂行するため
- イ 統計調査、世論調査、学術研究のうち総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるもの
- ウ 訴訟の提訴その他特別な事情による居住関係の確認で、営業目的でないもの

○ 問合せ 町民課戸籍年金係 (☎ 47-2203 役場 1 階 窓口 1 番)